

第二次世界戦争後における東ドイツの

民主的農地改革にかんする二、三の問題

上 杉 重 二 郎

一、土地改革のイニシアティブについて

ヒトラー・ファシズムのひき起した帝国主義的侵略戦争によって、近隣の諸民族はもろろん、ドイツ民族も測り知れない大破局を経験した。廃墟のなかにあつて少なからぬドイツ人はたしかに虚脱に陥っていたが、良心的かつ積極的な分子は、ただちに国土の再建に立ち上つた。敗戦後におけるドイツ人民の反省は、ドイツ民族が将来平和と幸福のなかに生活し、諸国民のなかで尊敬される地位を占めるためには、ファシズムと戦争との根元を徹底的に除去し、反ファシシヨ的民主主義的ドイツを樹立せねばならぬ、というところに存した。

この反省は、もとよりすでに戦争中にも現われていた。たとえば、一九四四年九月十八日、反ヒトラー抵抗グループの一指導者アントン・ゼフコーはナチ絞首人に殺される直前、その監房の壁に書いた、

「来るべきドイツの崩壊はドイツの没落ではない。再建されるべきドイツは、もつとも広汎な民族的反ファシシヨ統

第二次世界戦争後における東ドイツの民主的農地改革にかんする二、三の問題

一戦線のドイツでなければならぬ。⁽¹⁾

このドイツ人民の意志は、ヒトラー体制壊滅後一ヶ月あまりにして発せられた、ドイツ共産党(KPD)中央委員会の「都市および農村の勤労人民」にあてられたアピール、「反ファシヨ的民主主義的ドイツ建設のために」⁽²⁾によって、もっともよく定式化されている。アピールは「すべての勤労者、あらゆる民主的、進歩的勢力」に対して「ドイツの民主的再建のための偉大な闘争」にたち上るように訴えているが、ここにも明らかのようにドイツの民主的再建の事業は第一にドイツ共産党を先頭とする全人民の積極的意志によって進められたのである。このことが強調されねばならないのは、東ドイツにおける戦後の諸改革は、ことごとく占領者ソ連の強制によってなされ、民衆はその意志に反して社会主義を押しつけられた、とする見解が広くゆきわたっているからである。⁽³⁾

しかし、もちろんこのドイツ人民の意志は、第一にナチス軍隊がソ連軍隊を先頭とする反ヒトラー連合諸国の軍事力によって粉碎され、ヒトラー体制が崩壊したことにより、第二にはこれら諸国がポツダム会議においてドイツ人民の意志を支持したことによって、実現の条件が得られたのである。第三に強調されねばならぬことは、この条件は全ドイツに妥当するものであったことと、けれども西の帝国主義占領諸国がポツダム協定の実行をサポートし、またこれを蹂躪したために、ドイツ人民の要望はわずかにドイツ東部においてのみ実現したという、二つのことである。すなわち、ドイツの反ファシヨ的民主的再建は、ドイツ人民の意志が占領国によって支援されたときにおいて、成功を見た。

さて、右に触れた一九四五年六月十一日のアピールにおいて、共産党中央委員会は十項目にわたる「もっとも緊急の、即刻行わるべき任務」を掲げたが、「一、ヒトラー体制とヒトラー党との完全な清算」、「二、飢餓と失業と宿無しとに対する闘争」、「三、国民の民主的権利と自由との回復」、「六、ナチのボスや戦争犯罪人の全財産の没収、こ

の財産を人民の手に、地方および州自治体に委ねること、「九、他の諸国民と平和的に、よい隣人として共同生活すること、信略政策とは決定的に手を切ること」⁽³⁾などと並んで、土地改革にかんじていえば、その第七項に、

「七、大土地所有制の除去。ユンカー、伯爵および侯爵の大荘園の清算。そのすべての土地ならびに家畜、その他の財産を県 (Provinz) ないしは州 (Land) の行政機関に引き渡し、戦争によって破滅し、無一物となった農民に分配すること。この措置が大農 (Grossbauern) の土地所有と経営とは決して触れないことは、自明である」⁽⁴⁾と述べられている。ここに明らかに理解されることは、ユンカーとツムの清算がファシズムと戦争との根柢を取り除くための闘争の重要な課題とされていることであって、それは他の諸任務とばらばらに切り離されたものではない。

周知のように、かつてKPDの内部には農民問題の過小評価があり、たとえば一九一八年十二月末のその創立大会においても、ついに党の農業細領は作成されなかった⁽⁵⁾のである。それがいま、この労働者党はなかならずナチス十二年間の支配から労働者と農民との同盟の問題にかんしても、深刻な反省の機会を得、農民問題を独自の立場においてとりあげているのである。このアピールにはさらに「われわれは、ドイツにソヴェト方式を強制する方針は誤りである、という見解を持っている。なぜならば、このコースはドイツにおける今日の発展の諸条件に相応していないからである」⁽⁶⁾と述べられている。この態度は土地改革の方式を選ぶ際にも一貫しており、これらの点から見ても、「ソ連の押しつけ」という考え方が、たんなるデマゴギーにすぎないことは、あまりにも明瞭である。

私はつぎにドイツ人民のイニシアティブが農地改革に際して具体的にはどのように発揮されたかを、エルベ河以東の地域について見ることにしよう。この地域はいうまでもなく東ドイツの大きな部分を占めている。エルベ河以東は「太陽がもっともおそく沈む」というメクレンブルク州を含み、ユンカー制度と軍国主義との根柢であったから、こ

こで遂行された土地改革はことに大きな経済的、政治的意義を持った。この歴史的意義を十分に評価するためには、まずユンカーがどのような大きな権力を握っていたかに、一べつを与えておくことが必要である。

ユンカー制度は、すでに十一月革命とその結果としてのプロイセンの帝制の崩壊とによって打撃を蒙ったのであったが、ドイツ社会民主党（SPD）が大きな影響力を行使した、ワイマル共和国の政策は、十一月革命の挫折を反映して、ユンカー体制に対しても独占資本に対すると同様に寛大であった。そのため一九三九年、すなわち第二次戦争開始の年にいたってもなお、ユンカーは全農地の三六・八パーセントを所有していた。⁽⁷⁾ その所領はしかし、ことにメクレンブルクに集中しており、そこでは一九四五年にいたるまで二、二〇〇人のユンカーに、じつにすべての農地の六二パーセントが帰属していた。

東ドイツ、すなわちソ連軍占領地域においては、土地改革の対象とされた農地は、全農地の三分の一に達していたが、これをテューリンゲン州だけについてみれば、わずか一五パーセントにすぎなかったのに反し、このメクレンブルク州では五四パーセントにも達していた。⁽⁸⁾ またこの土地改革に該当した農地の平均的な面積は三五二ヘクタールであったが、メクレンブルクにおける平均面積はこれを四〇ヘクタールも上廻っていた。⁽⁹⁾ この比較によって明らかに云えることは、メクレンブルク州がただに大土地所有の拡がりにおいてソ連占領地区の各州（メクレンブルク、ブランデンブルク、ザクセン・アンハルト、ザクセンおよびテューリンゲン）中最大であったのみでなく、個々の領地の大きさでも最高であった、ということである。われわれはいまここで、メクレンブルクにおける土地改革の闘争をみることによって、全東部ドイツにおけるその実体を十分に明らかにすることができる。

この地方には一九一八年にいたるまで身分制度（Ständeordnung）が存続し、憲法も議会もなかった。⁽¹⁰⁾ メクレンブ

ルクでは立法に参与するのは、騎士 (Ritter) と都市市民との二つの身分であつて、かれらは土地もしくは土地所有権を代表して立法権を行使したのである。一般の住民は土地の附屬物にすぎず、公民ではなく立法の対象である臣民 (Untertanen) であつた。

この地方でも一九一八年以後は僕婢条例 (Gesindeordnung) や強制使役また領主の警察権などは消滅し、極端な封建的特色は失われてしまつたが、ユンカー制度そのものは存在し続け、ユンカーはできるかぎり過去の慣習を維持し、農民や農業労働者の賃銀や小屋その他の労働条件を原始水準に保つことに成功した⁽¹¹⁾。ユンカーは依然として強大な、その経済的、政治的権力を、一九四五年にいたるまでコンツェルンや銀行の主人たちと共同で行使して来た。ことに一九三三年のヒトラーの政権掌握以降は、ナチスの援助を得つつ権力を握つたので、農民はますます無権利と経済的、文化的停滞状態に陥つていた。したがつて、ユンカートゥムの排除がドイツ人口の三〇パーセントに達する農村住民の福祉の前提となつたことは、誰の目にも明らかであつた。

シュタインによれば、メクレンブルクおよびその東部に位置するフォルボンメルンには、土地改革前に一、〇〇〇ヘクタール以上の領地の所有者は一八八人にも達し、なかでもプトブス侯は一八、八五〇ヘクタールを、シュヴェリン家は一六、六八二ヘクタールを、ベールリネーゲンダンク伯爵家は一三、七一一ヘクタールを、マルツァーソン家は一一、八四九ヘクタールを、そしてバッセヴィツ伯爵家は一〇、三〇七ヘクタールを所有して⁽¹²⁾いた。

これに反して〇・五一一・〇ヘクタールを経営する農家は、全農業経営数の二〇・七パーセント、一一五ヘクタールのそれは三五・三パーセントにも上つて⁽¹³⁾いたが、これら小農の土地に対する欲求は当然きわめて大きかつた。この要求がヒトラー体制の崩壊とともにいっそう激しく燃え上つたことは、ヒトラーの一派がユンカーたちによつて強く

支持されており、逆にまたこれらは農民に対する抑圧と搾取とをナチの支援の下に強めていたことを思えば、⁽¹⁴⁾理解に難くない。たとえば、マイセンの北二〇キロ、エルベ河の東にある村の一農民は、つぎのように述べている、

「私は三ヘクタールの自作地と一ヘクタールの小作地を経営していますが、いつも工場へ働きに行かなければ食べていかれませんでした。妻はこどもとともに耕作に従い、私も夜勤のときは夜ひるとおして働かねばなりませんでしたが、これでは人間も長くはつづきませんし、私は農民ですから、まだいくらかの土地が欲しいのです。この村の騎士領では多くの土地が放棄されています」⁽¹⁵⁾

一九四五年八月から九月にかけて各地に多くの農民集會が催され、農民や農業労働者は土地の分配を要求していた。しかも、特徴的なことは、かれらがたんにこの要求にとどまっていなくて、土地改革を実施するための委員会を選出することを要求していた事実であり、すなわち勤労農民は土地改革を自主的に遂行しようとしていたのであった。たとえばシェンベルク郡 (Kreis) では八月末から九月初頭にかけて六六ヶ所で集會が行なわれ、いたるところで土地分配委員会が選挙された。⁽¹⁶⁾ 事態の進行は、指導者たちがもつとも樂觀的に考えていたよりも早かった。⁽¹⁷⁾

一九四五年九月三日にザクセン州庁は民主的農地改革かんする法令を公布して、農民の要求に答えたが、⁽¹⁸⁾ マクレンブルクリフォルボンメルンではこの日反ファッシヨ的民主的諸党派のブロックがそのアピールのなかで同様の法令の公布を州庁に対して要求し、二日後にはすでにこの要求に副う法令の公布を見た。⁽²⁰⁾ これによれば、戦争犯罪人、戦争責任者、ナチ指導者、ヒトラー国家の指導的人物など、および「すべての封建的エンカーの土地ならびに一〇〇ヘクタール以上の大土地所有は、そのあらゆる建造物、家畜およびその他の資産、農業上の財産を含めて没収される」⁽²¹⁾ こととなった。

一九四五年九月二十五日にヴィラモヴィツリメーレンドルフ伯の二八〇ヘクタールに上る騎士領が農民に分配されたが、これがメクレンブルク州における最初の分配であった。しかも、この分配が官僚的機構によってではなく、単純な農業労働者、農民または移住者たちの手によって行われたことは、少なからぬ意義があったし、むしろこのようなことは、ドイツ史上最初の出来事であった。⁽²²⁾

この土地分配の模様を、メクレンブルクIIフォルボンメルン地方の共産党機関紙「フォルクス・ツァイトゥンク」はつぎのように叙述している、

「きょう午前、ギュストロー郡のブレデンティン領は、二七人のこの土地の分配候補者と隣村の小屋住み農夫とに分かたれた。かれらはわずか半ヘクタールないし一ヘクタールしか持っていなかった。さて、この日二〇〇人の農民、農業労働者が参加した示威集会で、ギュストロー郡の評議員、市長などのほか、共産党、社会民主党、キリスト教民主同盟(CDU)の代表者、さらに牧師が演説した後に、土地の測量と杖打ちが行われた。この第一の標杖を郡評議員が打ち、つづいて牧師と各党代表とがこれに従って式を終えた。夕方には新農民たちが晴着を着て新らたな出発を祝った。多くの者は興奮し、歓喜の涙を浮かべていた。」⁽²³⁾

この簡単な新聞記事のなかにも、農民の自然の喜びを生き生きと感じとることができるし、かれらがなぜ創意を發揮し、自主的に活動することができたかを、理解できよう。

- 1 Schnabel, Reinmund/Arnold, Dieter: Quo vadis, Germania? Seballplatte Eterna, Berlin 1962, 7600, 19B.
- 2 Aufruf des Zentralkomitees der KPD vom 11. Juni 1945 an das deutsche Volk zum Aufbau eines antifaschistisch-demokratischen Deutschlands, in: Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbe-

wegung, Reihe ■, 1, Berlin 1959, S. 14. (zitiert als D. M. Reihe ■, 1.)

3 もちろんこのことは、ソ連がドイツ人民になんの援助も与えなかったことを意味するものではない。ソ連はみずから大きな損害を蒙ったにもかかわらず、ドイツ人民に物質的援助を与えた。しかしその最大の支援は、ポツダム会議においてトルーマンとチャーチルとのドイツ分割案に反対して、ドイツの統一を守り、またドイツの民主的建設を戦勝連合諸国の任務であると協定に規定したのみでなく、その占領地区、後のドイツ民主共和国においてこの協定の諸規定を実現したことである。

3 D. M. Reihe ■, 1, S. 18—19.

4 Ebenda, S. 19.

5 ソヴェト科学アカデミー「世界史」現代1（邦訳）一九六四年、一七九ページ。

6 D. M. Reihe ■, 1, S. 18.

7 Ullrich, Walter: Zur Geschichte der neuesten Zeit, Band I, 1. Halband, Berlin 1955, S. 213.

8 Ebenda, S. 415.

9 Ebenda, S. 221.

10 Stein, S.: Die demokratische Bodenreform—der erste Schritt zur Zerschlagung des deutschen Imperialismus und Militarismus, dargestellt am Beispiel Mecklenburg, in: Der deutsche Imperialismus und der zweite Weltkrieg, Bd. V, Berlin 1963, S. 122.

11 Doernberg, Stefan: Die Geburt eines neuen Deutschland 1945—1949, Berlin 1959, S. 145 ドールンベルグ シュタファン

ドールンベルグ
お夫役制が存在した。

12 Stein: a. a. O. S. 122.

13 Ullrich: a. a. O. S. 416.

14 Stein: a. a. O. S. 123.

15 Ullrich: a. a. O. S. 209.

16 Doernberg: a. a. O. S. 177.

17 Stein: a. a. O. S. 132.

- 18 D. M. Reihe III, 1, S. 136—41.
 19 このフロックについては次節で述べる。
 20 D. M. Reihe III, 1, S. 142—44; Doernberg, Stefan: Die geburt eines neuen Deutschland 1945—1949, Berlin 1959, S. 164—65.
 21 D. M. Reihe III, 1, S. 137. ここに示されているのは、資料の都合上ザクセンのものであるが、他州のものもほぼ同様である。
 22 Ebenda, S. 136—37.
 23 † Volkszeitung † vom 29. und 30. September 1945, zitiert in: Stein, a. a. O. S. 138.

二、反ファッシヨ的民主主義的諸党派の土地改革に対する支持

戦後の民主的土地改革が農民自身のイニシアティブによって推進されたことは、右の節に見たとおりであるが、しかし農民がなんの組織性も持たず、孤立していたならば、とうてい改革は滑らかに進みはしなかつたろう。土地改革は、反ファッシヨ的民主的諸党派と民主的國家機関との支持によって成功することができたのである。その一つの端的な証拠は、西ドイツにおいて、なるほどエルベ以東とは農村の事情に相違がありはしたが、同様に土地改革に対する農民の要求が存したにもかかわらず、民主的諸党派の活動が占領軍によって妨げられ、もちろん國家機関の民主化は行わるべくもなかつたので、実質的な土地改革はならん遂行されなかつたという事実である。⁽¹⁾

われわれはげんに農民のイニシアティブについて語ったが、しかし長く圧迫されつゞけていたかれらがただちに積極性を發揮することは、かなりむずかしかつた。ことに当初は土地に対する熱望を具体的な提案に表現することを、かれらためらっていた。というのも、多くの地域ではエンカーやその代理人がソ連軍進駐後といえども、なお村に

とどまっていた、農民たちに少なくとも無言の圧力を加えていたからである。いってみれば、戦前の日本で小作料引下げの交渉にでかけた小作農民が、地主の前に行くと、ただその猫の毛並みをほめて帰ってくる心理状態に、ドイツ農民もとどまっていた。

その上ユンカーはさまざまの妨害工作を行なった。ある土地所有者は統制を受ける前に、すぐさま数多くの牝牛と二三匹の仔豚を売り払ってしまった。また他のユンカーの領地は、選出された委員会によって分配計画が定められたが、その後地主の妻は農業労働者の妻たちに、そんなことをすれば後でむずかしいことになると言ひ聞かせ、そのため農民たちは計画をとり止めた。このようなことは各地で少なからず起った。⁽²⁾

農民を力づけ、その積極性を發揮させたのは、まず共産党員であった。それは前に引用した一九四五年六月十一日のアピールにも現われている。党は、ナチス十二年間の支配の間その最良の働き手たちを大量に失っており、戦後に加入した党員の理論的水準がなほ低いというような、さまざまの困難に悩んでいたにもかかわらず、優秀な党員を農村へ送った。そして、これらの活動によって農民の組織化は進み、農村における民主化運動の中心となった土地改革委員会の活動は、いっそう活発となった。

メクレンブルクにおける土地改革委員会の委員は、総数一一、二七四人に上り、その内訳は農業労働者六、四一〇人、小作人一、二九九人、移住者二、七〇三人、その他八六二人となっている。これを党派別にみると、KPD二、六五二人、SPD二、三六二人、ブルジョア諸政党一一九人、無所属六、一三一人となる。⁽³⁾このKPD党員の率は、他の諸州に比べて目立って低いが、それにしても党所属者中の半ば以上を占めている。

しかし、各政党の活動についていっそう特徴的なことは、それらが個々ばらばらに異った方向に進んだのではなく

して、統一性を持っていた、ということである。ドイツ共産党は、コミンテルン第七回世界大会直後に開かれた、一九三五年の十月のブリュッセル党協議会および一九三九年のベルン党協議会の諸決議に明瞭に表明されているように、広汎な民主主義的統一戦線の結成によってのみ、ファシズムと戦争とにたいして有効に闘いうるとの認識に達していたが、多くの社会民主党員、労働組合員、ブルジョア民主主義者、その他のヒトラー抵抗者も、ナチス治下のにがい経験によって強制収容所のなかや亡命地において、また非法活動のさなかや戦線もしくは捕虜収容所において、同様の認識をいだくにいたり、これが一九四三年七月のクラウゴルスクにおける「自由ドイツ国民委員会」(Nationalkomitee Freies Deutschland)の創立となって結実した。

戦後においてもKPDは、一九四五年六月十一日のアピールにみるように、戦争とファシズムの根源はただ反ファシシヨ的民主主義的統一戦線によってのみ除去できるとの態度を表明した。これに対して、SPD中央委員会もただちに六月十五日のアピールによって答えた。

「国家機関および市町村に民主主義を！ 経済および社会に社会主義を！」

われわれは、同じ考えのすべての人々および党派と協力する用意があり、その決心をしている。われわれはKPD中央委員会のアピールを心から歓迎するが、それはアピールがまさしく……今日の状況においてドイツ国民の決定的な利益のために、反ファシシヨ的民主主義的体制と人民のためのあらゆる民主的権利と自由との存する議会的民主主義的共和国とを樹立せねばならぬ、との認識から出発しているからである。⁽⁴⁾

このような態度をSPD中央委員会がKPDに対して示したことはかつてなく、十一月革命以来むしろ敵対的だったのである。(両党の協力ならびに統一の経緯については、べつの機会に論ずることとする。)ドイツ労働者階級

は、多年にわたる分裂の苦悩を克服した。

これにつづいて民主的ブルジョア諸党派もKPD、SPDとともに、反ファッショ的民主的ブロックを形成するにいたった。しかも、このブロックはただ中央で上から結成されたというより、各地の末端の組織によるブロックが積み上げられたのであった。⁽⁵⁾そこで、ブロックの活動のなかで、各党の内部にもぐりこんでいた反動分子がおのずから暴露され、やがてバーヂされて、各党の健全化とブロックのいっそう強化とが促進された。

KPD、SPD、CDUおよびドイツ自由民主党(LDP)の代表者は、一九四五年七月十四日全国的な反ファッショ的民主的ブロック形成に際してのコミニケにおいて、四党協同委員会の第一の主要任務として、「ドイツをヒトラー主義の残滓から清浄化し、反ファッショ的民主主義的基礎の上に国土を建設するための闘争における協力」⁽⁶⁾を挙げた。

この協力体制によって、ヒトラー主義とファシズムを支えたユンカー制度は、重大な打撃を蒙ることとなるが、右のブロックが最初に攻撃を加えたものはプロイセンの官僚機構であった。ナチス時代において高級官僚はたとえナチ党員証の所持者でないにしても、ことごとくナチズムの支持者であって、官僚機構全体がヒトラー体制の重要な骨組みをなしていた。そこで、民主化を進めるに当って、官僚機構の清浄化がもっとも緊急の仕事となったのは、いうまでもない。そして、この民主化された、新しい行政機関が土地改革の遂行に際しても、反ファッショ的民主的ブロックの活動と相まって、大きな力を發揮することとなった。

前述したように、土地改革の進行を妨げようとしてユンカーやその代理人はさまざまの工作を行ったが、これに対してメクレンブルク州土地改革委員会議長ハンス・ワルンケは、一九四五年九月二十九日すべての郡委員会に宛てて

「労働者が自由に、土地所有者の影響から離れて、自己の将来の運命を決定しうるように、土地所有者はその所有地から少なくとも二〇キロメートル引き離されねばならない」と書き送った。そして、この指令はただちに法律として施行された。こうして農民の行動を束縛する最大の障害物が、行政機関の介入によってもとり除かれたので、農民のためらいは著しく減少した。この経験が示していることは、人民民主主義革命の遂行に当って、民主的な国家機関がいかに大きな役割を果し、またことに農民や農業労働者の潜在的な革命的能力を引き出したか、ということである。

なお最後にここでつけ加えておかねばならぬのは、次の点である。ブルジョア民主主義者はたしかにファシズムと戦争との経験から教訓を導き出して、反ファシズム的民主的ブロックに積極的に参加し、農村においてはユンカーツムの除去に力を尽したのであるが、共産党が、しばしば引用したアピールのなかでも表明しているように、決して農業の社会主義的協同組合化を要求しなかったことも、ブルジョア民主主義者の協力を得やすくしたのであった。

すなわち、そこにおいて要求されているのは、大土地所有者から収奪された土地を農民に分配することであって、ソフォスもしくはコルホースをつくることではなかった。KPDはしかしこの方策をただブルジョア諸政党の協力を得るための手段として提起したのではない。当時事実KPDの内部においても、ソ連においてコルホースは小農経営よりも高い生産性を挙げていることを指摘して、大土地所有者の農場を分割することなく、ただちに協同組合的大農場経営に切りかえることが得策であると主張するものもあった。しかし、当時は大経営の前提である十分の数の役畜も機械もなく、あまつさえ貧農にはなお大農場を経営する経験が乏しかったので、中央委員会の方針に対するこの「理論的」反対は、実践的には土地改革を無意味に延期するか、失敗に終らせることを意味した。

KPDがこのようにきわめて現実に即した態度をとったことは、その大農に対する政策にも現われている。KPD

Dは「この措置が大農の土地所有と経営とは決して触れない」ことを要求し、その結果二〇ないし一〇〇ヘクタールの富農経営は没収の対象とはならなかった。もちろん富農のなかでも積極的なナチ分子や戦争犯罪人は、その土地を没収されたが、一般的には富農とユンカーとは異質のものであった。

ユンカーは敗戦直後の極度に困難な食糧事情に直面しても、念頭においたのは、たかだかヤミ市場を旨あてとした生産であつて、概して言えば生産を放棄した。一九四五年においてプレントラウ郡では農地の六七パーセントをユンカーが所有していたが、ここでは、全農地のじつに三二パーセント、すなわち二六、二六〇ヘクタールが荒廃に帰していたのに反し、ユンカーの所有率がわずか一三パーセントにすぎなかつたツァウホル・ベルツイヒ郡では、放棄された農地は二、二パーセントにとどまつた。⁽⁹⁾富農の経営を解体することは、富農が生産意欲を持つかぎりにおいて得策ではなかつたし、もちろんこれによつてかれらの反ファシヨ的民主ブロックに対する支持を期待できたのであつた。

(1) ドイツを一個の政治的経済的統一と見做すということは、アメリカ合衆国、イギリスおよびソ連の間で合意に達したことだが、民主化の完了するまで、ドイツの統一を保ちつつも、三国でそれぞれ占領地区を担当し支配することになつたことも周知のとおりである。ヤルタ会談で占領地区の境界は最終的に決定されていたが、しかしその後の軍事行動においてこの境界を各国の軍隊が越え得ることも認められていた。そこで戦後の短い期間、たとえば将来のイギリス地区の一部分がソ連占領下に入るといふことも起つた。そこではソ連地区におけるように土地改革が行われた。しかし、その地域がイギリス占領地区に編入されるや、旧土地所有者は無効の訴えをおこし、げんに訴訟が行われてる。この事實は教訓的ではなからうか。

(2) Stein: a. a. O. S. 136.

(3) Ullrich: a. a. O. S. 415 und Doernberg: a. a. O. S. 168ff.

(4) D. M. Reihe III, 1, S. 28—29.

- (5) Ebenda, S. 45 und S. 51.
- (6) Ebenda, S. 61.
- (7) Stein: a. O. S. 136—37.
- (8) D. M. Reihe III, 1, S. 19.
- (9) Ullricht: a. O. S. 216.

三、土地改革による新たな社会構成

土地改革によって農村の階級構成が変化をとりつたのは、当然のことである。

〔表 一〕

1950年1月1日までに没収などにより土地ファンドに入ったもの

	件数	面積 (ha)
100ha以上の私有地 (ユンカーその他の大土地所有者)	7 160	2 517 357
100ha未満の私有地 (ナチおよび戦争犯罪人)	4 537	131 742
国 有 地	1 288	337 507
そ の 他	1 004	311 476
計	14 089	3 298 082

(1)

これによつても、ユンカートゥムが東ドイツ全域にわたつて致命的打撃を受けたことが、容易に理解できる。さて、この土地ファンドがいかにかに分配されたかを、次表は示す。

第二次世界戦争後における東ドイツの民主的農地改革にかんする二、三の問題

〔表 2〕

	人 数	面積 (ha)	受領平均面積 (ha)
土地のない農民と農業労働者	119 121	932 487	7.8
土地の乏しい農民	82 483	274 848	3.3
移 住 者	91 155	763 596	8.4
小 作 農	43 231	41 661	1.0
労働者・手工業者など	183 261	114 665	0.6
旧農民に対する森林分与	39 838	62 742	1.0
土地受領者総計	559 089	2 189 999	3.9

(%)

この結果、農村の社会構成は第三表のように変化した。

〔表 3〕

	1939年		1949年	
	経営数 千	農地面積 千ha	経営数 千	農地面積 千ha
0.5—1ha	117.4	76.3	146.5	90.8
1—5ha	200.1	442.5	200.6	397.3
5—10ha	90.7	584.6	216.4	1 401.5
10—20ha	97.8	1 232.8	178.4	1 987.5
20—100ha	73.5	2 155.9	70.0	1 930.6
100ha以上	8.3	1 899.2	1.4	233.1
合 計	587.8	6 391.3	813.3	6 040.8

(%)

これによってみれば、プロレタリア的経営および小農は依然として減少しておらず、土地に対する欲求が土地ファンドの不充分さのゆえに十分に満たされなかったことが推察されるが、しかし、このような経営のなかには農業以外の労働者、手工業者などの兼業経営も含まれていることを考慮しなければならない。

これに反して五—一〇ヘクタールの中農の数は、目立って増加している。この層は一九三九年には全農業経営の一五・四パーセントを占め、その率はプロレタリア的経営、小農（一—五ヘクタール）および一〇—二〇ヘクタールの経営の率をいずれも下廻っていたが、いまや二六・六パーセントに達し、他のすべての諸層を上廻るにいたった。⁽⁴⁾これとともに一〇—二〇ヘクタールの層も同様に増加していて、これらの諸層が農村で優位を占めることとなった。これはこれまでのすべてのブルジョア民主主義的農業変革の結果と同様であって、東ドイツで行われた土地改革が社会主義的性格を持つものでなかったことは明らかである。⁽⁵⁾

しかし、その過程で若干の社会主義の萌芽が認められたことも、事実である。それは改革が労働者階級とその党との指導の下に行われ、しかも反帝国主義的革命的革命のわく内で遂行されたことによる。またじっさいに人民所有農場も、旧国有領地がそのまま引きつがれたり、若干の州行政機関がいくつかの経営を所有した結果として、生まれた。しかし、土地改革の狙いは決して人民所有大農場の創出にはなく、貧農、農業労働者の土地に対する欲求を満足させることにあった。ドイツ社会主義統一党（SED）が人民所有農場を模範農場として創設するという課題を提起したのは、ようやく一九四九年の始めに至ってである。⁽⁶⁾

したがって、この間中農上層ないし富農は農村の諸機関において強い影響力を持つことができた。そのことは一九四九年四月一日現在の次表によってもうかがわれる。

〔表 4〕

	農民相互援助同盟 (VdGB) および協同組合員中に占める率	議長全数のなかに占める率
5 ha以下の経営	39.2%	19.4%
5ないし10ha	36.5	42.8
10ないし20ha	16.9	27.2
20ha以上	7.4	10.6
計	100.0	100.0

(7)

KPDおよび反ファシシヨ的民主的ブロックの諸党派は、ユニカートウムとの闘争を主要課題としていたので、資本家的経営を含む右の農村上層部の土地集中と権力の掌握とに対して、必ずしも積極的闘争を行わず、むしろ大農的傾向にあったが、他方労働者階級とその党とは農村における半プロレタリア層および勤労農民との同盟を強化したので、大農はドイツにおいては、他の東および中部ヨーロッパにおけるような社会的勢力とはなりえなかった。

しかしながら、勤労農民が完全なヘゲモニーを握って、農業生産協同組合 (LPG) の創設と強化とに向うのは、ようやく一九四八—一九四九年の最初の長期経済計画の開始以降、すなわち人民民主主義の第二局面に入ってから後のことであつた。

(1) Uibricht: a. a. O. S. 414.

(2) Ependa, S. 415.

- (3) Statistisches Jahrbuch der DDR, 1957, S. 358.
- (4) Ubricht : A. A. O. S. 415.
- (5) 土地改革が社会主義的國家權力によって遂行されたものにより、従って社会主義的国有化たすめるコーホルマイ (Kohlmei, Gunthen): Die Übergangsperiode vom Kapitalismus zum Sozialismus, Berlin 1956) に対する批判が、Doernbeng: a. a. O. S. 211—12 を聞かす。
- (6) Vgl.: Doernbeng: a. a. O. S. 214.
- (7) Nach dem Bericht der Zentralvereinigung der gegenseitigen Bauernhilfe zum 2. Deutschen Bauerntag, zit. in: Doernbeng: a. a. O. S. 226.

(一九六四年四月)